

『企業信用情報開示システムを通じた工商行政管理機関行政処罰案件情報の開示に関する規定 (意見募集稿)』

2014年6月6日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

企業信用情報開示システムを通じた工商行政管理機関行政処罰案件の情報開示に関する 規定（意見募集稿）

第一条 国務院の「資本金登録制度改革方案」の徹底、市場管理監督方式の更なる転換、市場主体の信用に対する管理監督の強化、社会による共同管理の促進、公平な競争ができる市場秩序の維持のため、「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国政府情報公開条例」等の法律・法規及び国務院による関連決定の定めに基づき、本規定を制定する。

第二条 各レベルの工商行政管理機関は、法に基づく職責履行において一般手続きを適用して行政処罰の決定を下す関連案件の情報について、企業信用情報開示システムを通じて公衆に向けて開示しなければならない。

第三条 各レベルの工商行政管理機関は工商行政管理機関による行政処罰案件の情報を開示する際、合法的かつ客観的で、適時に規範化を図るという原則を遵守しなければならない。

第四条 企業信用情報開示システムを通じて開示される行政処罰案件の情報とは、各レベルの工商行政管理機関による行政処罰案件の関連情報や法律・法規に基づいて開示すべきその他の情報を指しており、主に行政処罰案件情報の摘要と行政処罰決定書を含む。

行政処罰案件情報の摘要には、行政処罰決定書の書類番号、処罰される自然人の氏名、又は処罰される企業又はその他組織の名称、法定代表者の氏名、違法行為の種類、行政処罰の内容、行政処罰の決定を下す行政機関名と日付が含まれる。

第五条 各レベルの工商行政管理機関は「工商行政管理機関行政処罰手続規定」の定めを厳守した上で、行政処罰決定書と行政処罰案件情報の摘要を作成し、本規定第四条に定められる内容を明記して行政処罰決定書の前に附する。

第六条 各レベルの工商行政管理機関によって開示される行政処罰決定書等の行政処罰案件の情報は、営業秘密の内容及び自然人の住所（事業場と一致する場合を除く）、連絡先、身分証明書の番号、銀行口座等の個人情報を削除しなければならない。ただし、権利者の開示への同意を経て、又は工商行政管理機関は開示しないことで公共の利益に深刻な影響をもたらしかねないと判断した場合、開示を許可し、開示が決定された内容と理由を書面にて権利者に知らせることができる。

第七条 各レベルの工商行政管理機関は、「中華人民共和国国家機密保持法」及びその他の法律・法規に基づき、行政処罰案件の情報機密保持審査メカニズムを確立し、且つその健全化を図らなければならない。開示される行政処罰案件の情報は、国家機密を漏えいし、国の政治・経済面での安全性、社会の安定に影響を与えるものであってはならない。

第八条 各レベルの工商行政管理機関は本規定第七条を理由に行政処罰案件の関連情報を公開しないとの決定を下す場合、書面による説明を行い、上級機関に報告して承認を得なければならない。

第九条 各レベルの工商行政管理機関によって開示される行政処罰決定書は、本規定第六条の要求に基づいて処理するもの以外、当事者に届けた行政処罰決定書と一致していなければならない。

第十条 行政処罰決定書を届けるとき、工商行政管理機関は、書面にて企業信用情報開示システムを通じて該行政処罰案件の情報を開示する旨を当事者に告知しなければならない。

第十一条 行政処罰の当事者の住所地が行政処罰の決定を下す工商行政管理機関の省、自治区、直轄市管轄区域にある場合、行政処罰の決定を下す工商行政管理機関は、行政処罰の決定を下す日又は行政処罰の決定の変更を決める日から20営業日以内に行政処罰案件の情報を当省、自治区、直轄市の工商行政管理機関の企業信用情報開示システムを通じて開示しなければならない。

第十二条 行政処罰の当事者の住所地が行政処罰の決定を下す工商行政管理機関の省、自治区、直轄市管轄区域にない場合、行政処罰の決定を下す工商行政管理機関は、行政処罰の決定を下す日又は行政処罰の決定の変更を決める日から10営業日以内に当省、自治区、直轄市の工商行政管理機関を通じて、当事者登録機関の省、自治区、直轄市の工商行政管理機関に行政処罰案件の情報を発信し、当該工商行政機関から10営業日以内に行政処罰案件の情報を省、自治区、直轄市の工商行政管理機関の企業信用情報開示システムを通じて開示しなければならない。

第十三条 行政処罰の決定に行政再議、行政訴訟又はその他の原因で変更されるなどの情状がある場合、企業信用情報開示システムにおいて目立つ方法で明記しなければならない。明記する内容には変更などの決定を下す機関、内容、決定を下す日付などの関連情報が含まれる。

第十四条 行政処罰の決定に行政再議、行政訴訟又はその他の原因で取り消され、又は違法と判断された場合、該行政処罰案件の情報は開示しないこととする。

第十五条 各レベルの工商行政管理機関によって開示される行政処罰案件の情報に間違いや漏れがある場合、適時に訂正しなければならない。

第十六条 行政処罰案件の情報が開示日から満5年に至る場合、企業信用情報開示システムに記録はされるが、開示されない。

第十七条 各省、自治区、直轄市の工商行政管理機関は、本規定に基づいて企業信用情報開示システムを適時に整備し、操作が便利な検索、調査閲覧方法を提供し、公衆による行政処罰案件の情報検索と調査閲覧に利便性を提供しなければならない。それと同時に、法執行・案件処理の管理システムの完備化を急ぎ、データの正確性と完全性を確保し、適時に行政処罰案件の情報をまとめ、国家工商行政管理総局に提出しなければならない。

第十八条 各レベルの工商行政管理機関は行政処罰案件の情報を開示する職責を厳格に履行しなければならない。「案件を処理した者や入力した者は責任をとる」という原則に基づき、行政処罰案件の情報開示査定・管理制度を確立し、その健全化を図らなければならない。案件処理機関は適時に行政処罰案件の情報を正しく入力しなければならない。企業信用情報開示活動を担当する機関は行政処罰案件の情報開示にかかわる日常管理と調整活動を強化しなければならない。

第十九条 国家工商行政管理総局は、地方工商行政管理機関の企業信用情報開示システムを通じた工商行政管理機関行政処罰案件の情報開示活動の監督と指導に責任を負う。国家工商行政管理総局情報化指導グループ事務室は、関連標準・規範と技術的要件の制定に責任を負う。

各省、自治区、直轄市の工商行政管理機関は、管轄区域における各レベルの工商行政管理機関の企業信用情報開示システムを通じた工商行政管理機関行政処罰案件の情報開示活動の手配、指導と監督に責任を負い、本規定に基づいて活動の実情を踏まえて実施の細則を制定することができる。

第二十条 情報開示にかかわる職責の不履行、情報内容の開示又は更新の不適時といった行為について、上級工商行政管理機関は是正を命じ、責任を追及する。

第二十一条 各レベルの工商行政管理機関は、本規定に従って企業信用情報開示システムにおいて行政処罰案件の情報を開示しなければならないこと他に、本規定の定めを参照してポータルサイト又は専門サイト等を通じて行政処罰案件の情報を公開することもできる。

第二十二條 公民、法人又はその他組織が行政処罰案件に関わる情報の公開を申し出る場合、「中華人民共和国政府情報公開条例」と関係法律・法規の定めに従って処理する。

第二十三條 本規定は2014年 月 日により施行される。法律、法規、国務院による決定には行政処罰案件の情報開示に別段の定めがある場合、その定めに従う。

付属書類一：行政処罰案件の情報開示にかかわる書式

行政処罰案件の情報抜粋

行政処罰決定書の書類番号		
処罰される自然人	氏名	
処罰される企業 又はその他組織	名称	
	登録番号	
	法定代表者氏名	
違法行為の種類		
行政処罰の内容		
行政処罰の決定を下す機関名		
行政処罰の決定を下す日付		

工商行政管理局

行政処罰決定書

工商__字〔__〕__号

- (一) 当事者の氏名又は名称、住所等基本的事情；
- (二) 法律、法規又は規則に違反した事実と証拠；
- (三) 行政処罰の内容と根拠；
- (四) 当事者の陳述、弁明を取り入れた状況及び理由；
- (五) 行政処罰の履行方式と期限；
- (六) 行政処罰の決定に不服があり、行政再議又は行政訴訟を提起するルートと期限；
- (七) 行政処罰の決定を下す工商行政管理機関の名称、行政処罰の決定を下す日付、機関の印章。

付属書類二：行政処罰案件の情報開示告知書

企業信用情報開示システムを通じた

工商行政管理機関行政処罰案件の情報開示に関する告知

国家工商行政管理総局「企業信用情報開示システムを通じた工商行政管理機関行政処罰案件の情報開示に関する規定」の定めに基づき、当局は企業信用情報開示システムを通じて工商行政管理機関行政処罰案件の情報を開示する。国家工商行政管理総局の「企業信用情報開示システムを通じた工商行政管理機関行政処罰案件の情報開示に関する規定」を詳細に閲読ください。公証行政管理業務へのご協力をいただきありがとうございます。